

がん保険 Canvas[キャンバス]

商品概要のご説明

— 契約概要 —

- 「商品概要のご説明」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特に確認いただきたい事項**を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。
- この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。



無配当 無解約払戻金型治療給付がん保険

オリックス生命保険株式会社 本社
〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-3-2
大手町プレイス イーストタワー
03-3517-4300

1

商品のしくみと保障について

商品の特徴としくみ

「がん保険 Canvas[キャンバス]」（正式名称:無配当 無解約払戻金型治療給付がん保険）は、がんの治療を受けた月ごとに給付金を受取れる保険です。死亡時の保障はありません。

- ・各種特約の付加により、保障を充実させることができます。
- ・喫煙状況に応じて、「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかが適用されます。

この商品における「がん」とは、約款所定のがん（悪性新生物・上皮内新生物）をいいます。

■ 契約例

がん月額治療給付金額 20 万円、がん先進医療特約（2026）、
がん自由診療特約、がん入院特約 5,000 円、がん通院治療特約 5,000 円、
がん罹患後入院一時金特約 10 万円、女性がん手術・再建術サポート特約 10 万円付加の場合

主契約	無配当 無解約払戻金型治療給付がん保険			月ごとに	20万円	生涯保障
	がん月額治療給付金					
特約	がん先進医療特約(2026)					5年更新 (更新限度なし)
	1	がん先進医療給付金	先進医療にかかる技術料と同額			
	2	がん先進医療一時金	がん先進医療給付金の10%相当額			
	がん自由診療特約*1					
	3	がん自由診療給付金	療養にかかる費用と同額			
	4	がん自由診療一時金	がん自由診療給付金の10%相当額			
	5年	5年	5年	5年	5年	
	がん入院特約					生涯保障
	5	がん入院給付金	1日につき	5,000円		
	がん通院治療特約					
	6	がん通院治療給付金	1日につき	5,000円		
	がん罹患後入院一時金特約					
	7	がん罹患後入院一時金	1回につき	10万円		
	女性がん手術・再建術サポート特約*2					生涯保障
	8	女性がん手術給付金	月ごとに	10万円		
	9	女性がん乳房再建術サポート給付金	1回につき	50万円		
	10	女性がん乳輪・乳頭再建術サポート給付金	1回につき	10万円		
●————— 保険期間／保険料払込期間:終身／終身払*3 —————→						

保険期間／保険料払込期間:終身／終身払*3

責任開始時

- *1 保険期間、保険料払込期間は5年です。主契約の保険料払込期間が終身の場合のみがん自由診療特約を付加できます。
- *2 女性のみ付加できます。
- *3 一定期間で払込みが終了する「短期払」も選択できます。「短期払」の場合、がん自由診療特約を付加することはできません。

※契約いただく給付金額・一時金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法（払込回数／月払・半年払・年払、払込経路／口座振替・クレジットカード払）等については、インターネット申込画面のとおりとなりますのでご確認ください。

保障内容

	名 称	給付金・一時金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
主契 約	無配当 無解約 払戻金型治療 給付がん保険	がん月額 治療給付金	がんの治療を目的として以下の①から③の いずれかに該当したとき ①入院をしたとき ②以下のいずれかを伴う通院をしたとき ・約款所定の手術 ・約款所定の放射線治療 ・約款所定の抗がん剤・ホルモン剤治療または がんゲノムプロファイリング検査*4 ③約款所定の緩和療養を受けたとき	支払事由に該当する 月ごとに、支払基準 日*5におけるがん月 額治療給付金額	支払回数無制限 (ただし、1か月に 1回を限度)
	がん先進医療 特約(2026)	1 がん先進 医療給付金 2 がん先進 医療一時金	がんを直接の原因として約款所定の先進医療 による療養を受けたとき がん先進医療給付金が支払われる療養を受け たとき	先進医療にかかる 技術料と同額 がん先進医療給付金の 10%相当額	通算2,000万円 1回の療養につき 50万円限度
特 約	がん自由 診療特約	3 がん自由 診療給付金	がんの治療を目的として以下のいずれかの 療養*6で入院または通院をしたとき ①約款所定の患者申出療養または評価療養 ②約款所定の特定病院において行われる自由診療	療養にかかる 費用と同額	通算1億円
		4 がん自由 診療一時金	がん自由診療給付金が支払われる療養を受け たとき	がん自由診療給付金 の10%相当額	1つの診療計画につき 50万円限度
	がん入院特約	5 がん入院給付金	がんの治療を目的として入院をしたとき	がん入院給付金 日額×入院日数	支払日数 無制限
	がん通院 治療特約	6 がん通院 治療給付金	がんの治療を目的として通院をしたとき	通院1日あたり、 がん通院治療 給付金日額	がん通院治療給付金 支払基準期間*7(1年) ごとに120日を限度
	がん罹患後 入院一時金 特約	7 がん罹患後 入院一時金	初回:初めてがんと診断確定された日からその 日を含めて91日目以後に、疾病または不慮の 事故等で5日以上継続して入院をしたとき 2回目以降:直前のがん罹患後入院一時金が支 払われる入院を開始した日からその日を含め て91日目以後に、疾病または不慮の事故等で 5日以上継続して入院をしたとき	がん罹患後 入院一時金額	通算50回
	女性がん 手術・再建術 サポート特約	8 女性がん 手術給付金	約款所定の女性がん*8の治療を目的として 手術*9を受けたとき	支払事由に該当し た日が属する月ご とに女性がん手術 給付金額	支払回数無制限 (ただし、1か月に 1回を限度)
		9 女性がん 乳房再建術 サポート給付金	女性がん手術給付金が支払われた切除手術を 受けた乳房について、約款所定の乳房再建術 を受けたとき	乳房再建術1回に つき、女性がん手術 給付金額の5倍	切除手術を受けた乳房 について、切除手術1回 につき1回を限度*10
		10 女性がん 乳輪・乳頭再建術 サポート給付金	女性がん手術給付金が支払われた切除手術を 受けた乳房について、約款所定の乳輪・乳頭再 建術を受けたとき	乳輪・乳頭再建術 1回につき、 女性がん手術 給付金額	切除手術を受けた 乳房について、切除 手術1回につき1回 を限度*10

- *4 がんゲノムプロファイリング検査に関する給付金をご請求いただく場合、当社に提出いただく情報は「検査有無および検査実施日」に限定しています。具体的な遺伝情報は入手しません。
- *5 支払基準日とは、支払事由に該当する月において最初に支払事由に該当した日とします。投薬期間が前月から継続している場合には当月初日を支払基準日とします。
- *6 以下の療養は除きます。
・先進医療による療養・乳房再建術や乳輪・乳頭再建術等の形成再建手術・自由診療のがんゲノムプロファイリング検査 等
- *7 主契約の契約日(または契約日の1年ごとの応当日) から、その直後に到来する契約日の1年ごとの応当日の前日までとします。
- *8 女性がん手術・再建術サポート特約の保障の対象となる主な「女性がん」はつぎのとおりです。

悪性新生物	乳房の悪性新生物、女性生殖器官の悪性新生物 等
上皮内新生物	乳房の上皮内新生物、子宮頸(部)の上皮内新生物、子宮内膜の上皮内新生物、外陰部の上皮内新生物、膣の上皮内新生物、中等度子宮頸(部)異形成、高度子宮頸(部)の異形成 等

- *9 女性がん手術給付金は再建乳房乳頭形成術、動脈(皮)弁および筋(皮)弁を用いた乳房再建術(乳房切除後)、ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)は除きます。
- *10 乳房再建術または乳輪・乳頭再建術に該当する手術を同時に受けた場合、および同時に両乳房について乳房再建術または乳輪・乳頭再建術に該当する手術を受けた場合、それぞれ個別に手術を行なったものとして、それぞれの給付金をお支払いします。

■ 自動更新（がん自由診療特約のみ）

- 保険期間が満了する2週間前までに申し出がない限り、そのときの健康状態にかかわらず、保険期間の満了日の翌日に、同一の保険期間、給付金額等で5年ごとに自動更新します（新たな告知書の提出等の手続きは不要です）。
- 更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。
- 更新期間の限度はありません。

■ 保険料払込免除

- 不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したとき、または病気やケガで約款所定の高度障害状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。
- 「がん保険料払込免除特則」を適用した場合、責任開始時以後、保険料払込期間中に初めてがんと診断確定されたとき*は、将来の保険料の払込みが免除されます。
*診断確定の根拠となった検査を受けた日を、がんと診断確定された日として取扱います。
- がん自由診療特約を付加し、保険料の払込免除事由に該当した場合、更新後のがん自由診療特約の保険料の払込みも免除されます。

適用する保険料率

- この商品は、ご契約時の被保険者の喫煙状況に応じて、「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」が適用されます。
- 「非喫煙者保険料率」は、「喫煙者保険料率」よりも保険料が割安となる保険料率です。
- 「非喫煙者保険料率」の適用基準は「過去1年以内に喫煙歴*がないこと」です。

*「喫煙」とは、紙巻たばこ、葉巻、パイプたばこ、刻みたばこ、手巻たばこ、嗅ぎたばこ、電子たばこ、加熱式たばこ、禁煙補助薬（ニコチンパッチ、ニコチンガム）等を使用することをいいます。

※ この商品をお申込みいただく際は、喫煙歴について告知していただきます。

※ ご契約後に被保険者の喫煙状況に変化があった場合でも、ご契約時に適用された保険料率は変更できません。

※ 「がん先進医療特約(2026)」、「がん自由診療特約」については、喫煙歴に関わる保険料率の設定はありません。

【「非喫煙者保険料率」を適用してお申込みいただく際の注意点】

- 所定の方法により「喫煙検査」を行う場合があります。後日、対象となる被保険者を無作為に抽出し、郵送等にてご案内いたします。保険契約の成立の条件となりますので、すみやかにご返送ください。
- 「非喫煙者保険料率」を適用するためには、コチニン含有量が所定の範囲内である必要があります。
- ご自身が喫煙をしていなくても受動喫煙（副流煙）等の影響で、所定のコチニン含有量を超えることがあります。その場合でも「非喫煙者保険料率」は適用できませんのでご注意ください。

保障内容に関する注意事項

- 責任開始時前にかんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、保険契約・特約は無効となります。
- 被保険者が死亡した場合、主契約、特約とも保障は消滅します。
- この保険に死亡保険金はありません。ただし、保険料払込期間経過後かつ全ての保険料払込終了後に死亡した場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を保険契約者にお支払いします。
- 責任開始時から90日以内にがんと診断確定された場合、つぎのいずれかに該当したときは、給付金・一時金のお支払いまたは保険料の払込免除をしません。
 - (1) 診断確定されたがんを原因とした症状について、責任開始時前に保険契約者または被保険者が、認識または自覚していたと認められるとき。
 - (2) 診断確定されたがんを原因とした症状について、責任開始時前に被保険者が医師の診療を受けていたとき、または健康診断等において異常の指摘を受けていたとき。
 ただし、がんと診断確定された日からその日を含めて1年を経過する日の翌日以後、そのがんを原因として支払事由または免除事由に該当したときは給付金・一時金のお支払いまたは保険料の払込免除をします。

※責任開始時よりも前に自覚症状があり、その症状が診断確定されたがんと医学上重要な関係があると医師が認めた場合、支払対象ならびに保険料の払込免除対象となりません。

<責任開始について>

この保険は従来のがん保険に設定されている保障開始までの待ち期間がありません。そのため責任開始日からすぐに保障が開始します。

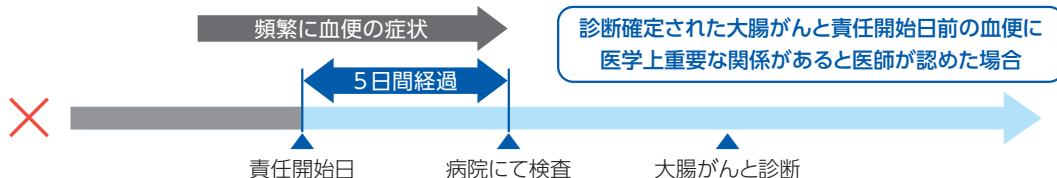


保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といいます。また、責任開始時が属する日を責任開始日といい、この日より保障を開始します。

<お支払いできない場合・お支払いできる場合の具体的事例>

お支払いできない場合

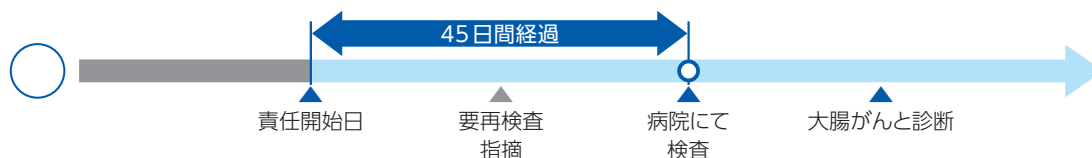
- ① 責任開始日前から頻繁に血便の症状があり、責任開始日以後すぐに病院を受診し、責任開始日から5日後に実施した検査で大腸がんと診断された。診断確定された大腸がんと責任開始日前の血便の症状に医学上重要な関係があると医師が認めた場合



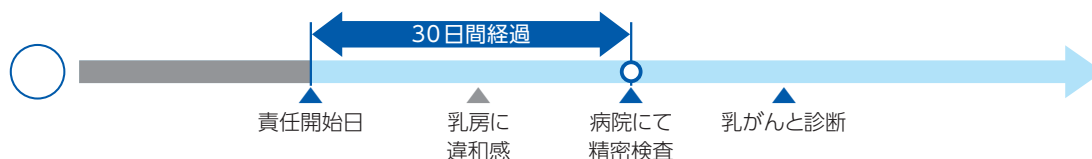
- ② 責任開始日前からセルフチェックで乳房にかなり大きなしこりを見つけていたため、責任開始日から80日後に乳房の精密検査を実施しその後乳がんと診断された。診断確定された乳がんと責任開始日前の乳房のしこりに医学上重要な関係があると医師が認めた場合



- ① 責任開始日以後、しばらくして人間ドックを受けたところ「要再検査」と指摘された。改めて病院を受診し、責任開始日から45日経過した日に検査したところ、大腸がんと診断された場合（○を診断確定日としてお支払い）



- ② 責任開始日以後、しばらくして乳房にしこりのようなものを感じるようになった。その症状をきっかけに病院を受診し、責任開始日から30日経過した日に乳房の精密検査をしたところ、乳がんと診断された場合（○を診断確定日としてお支払い）



- ③ 責任開始日以前からごく稀に血便の症状はあったが、いつもの「痔」の症状だと自分で判断した。その後病院を受診し、責任開始日から60日経過した日に検査したところ、大腸がんと診断された。診断確定された大腸がんと責任開始日前の血便の症状との因果関係を医師が認めなかった場合（○を診断確定日としてお支払い）



診断確定の詳細は P8 がん と診断確定された日

■ 無配当 無解約払戻金型治療給付がん保険

- 同一の月にがん月額治療給付金の支払事由に2回以上該当したときは、がん月額治療給付金はそのうちのいずれか1つの支払事由に対してのみ支払い、重複して支払いません。

■ がん先進医療特約（2026）

- 先進医療とは公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症（対象となる病気・症状等）および実施する医療機関（施設基準に適合する病院または診療所）が限定されています。
- 医療行為、医療機関および適応症等は、**随時見直しが行われます。**そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療行為、医療機関および適応症等であっても、その後の見直しにより、療養を受けた日現在において、先進医療に該当しない場合、**がん先進医療給付金、がん先進医療一時金の支払いの対象とはなりません。**
※最新の情報は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。
- がん先進医療一時金については、同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。
- がん先進医療給付金の支払額の通算が2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。

■ がん自由診療特約

- 患者申出療養または評価療養に該当する場合、以下の費用はお支払いの対象外となります。
 - ・ 公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用
 - ・ 選定療養にかかる費用（いわゆる差額ベッド代等）
- 特定病院において行われる自由診療に該当する場合、以下の費用はお支払いの対象外となります。
 - ・ 選定療養の特別の療養環境の提供に関する費用に相当する費用
 - ・ 医師に意見を求める行為（いわゆるセカンドオピニオン等）のために要した費用
- がん自由診療一時金について、同一の療養が複数回にわたって継続して行なわれ、その療養について複数の診療計画が作成された場合、1つの診療計画とみなします。
- がん自由診療給付金の療養費用のうち、特定病院において行われる自由診療で未承認薬にかかる費用については、その未承認薬ごとの販売単価の2.5倍を基準とし、その未承認薬ごとの用量に応じて計算した金額を限度として給付金をお支払いします。
- 未承認薬の販売単価は、当社が合理的に参照可能で、必要書類が当社に到達した日における日本国外の市場流通価格がある場合は、その価格によります。
未承認薬の販売単価が外国通貨建の場合は、必要書類が当社に到達した日（その日が、当社が指標として指定する銀行（三菱UFJ銀行）の休業日の場合は、その直前の三菱UFJ銀行の営業日）における三菱UFJ銀行が公示するTTM（対顧客電信相場仲値）を用いて円に換算します。TTMについて、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。
- がん自由診療給付金の支払額の通算が1億円に達したとき、この特約は消滅します。
※更新前後の保険期間を継続した保険期間とみなして支払額を通算します。

<用語の説明>

患者申出療養	公的医療保険制度に基づき、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行なわれるものに限ります）をいいます。 ※最新の情報は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。
評価療養	将来的に、公的医療保険制度における保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行なうことが必要な療養をいいます。 ※最新の情報は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。
自由診療	特定病院において行われる公的医療保険制度の給付対象とならない療養をいいます。
特定病院	支払事由における特定病院とは、療養を受けた時点で、厚生労働大臣が指定し、もしくは厚生労働大臣による承認を受けた病院、または公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められた施設をいいます。なお、これらと同等と当社が認めた病院または診療所を含みます。 ※最新の情報は厚生労働省または日本臨床腫瘍学会のウェブサイトをご確認ください。

※療養を受けた日現在において、厚生労働大臣が定める患者申出療養でなくなっているものは除きます。

※医療行為、医療機関および適応症等は、随時見直しが行われます。そのため、ご契約時点では「患者申出療養」「評価療養」に該当する医療行為、医療機関および適応症等であっても、その後の見直しにより、療養を受けた日現在において、「患者申出療養」「評価療養」に該当しない場合、お支払いの対象とはなりません。

■ がん入院特約

- 支払事由に該当する入院を同一の日に2回以上した場合には、がん入院給付金は重複してお支払いしません。

■ がん通院治療特約

- 支払事由に該当する通院を同一の日に2回以上した場合には、がん通院治療給付金は重複してお支払いしません。

■ がん罹患後入院一時金特約

- 責任開始時に生じた病気でも、責任開始時以後に症状が悪化したこと等によって、入院による治療が必要であると医師によって判断されたときは、がん罹患後入院一時金をお支払いします。
- がん罹患後入院一時金の支払回数が通算して50回に達したとき、この特約は消滅します。

■ 女性がん手術・再建術サポート特約

- 同一の月に女性がん手術給付金の支払事由に2回以上該当したときは、女性がん手術給付金はそのうちいずれか1つの支払事由に対してのみ支払い、重複して支払いません。

■ がんの診断確定

医師（または歯科医師）によって、病理組織学的所見（生検を含みます）*により診断確定されることをいいます。ただし、病理組織学的所見（生検を含みます）*が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

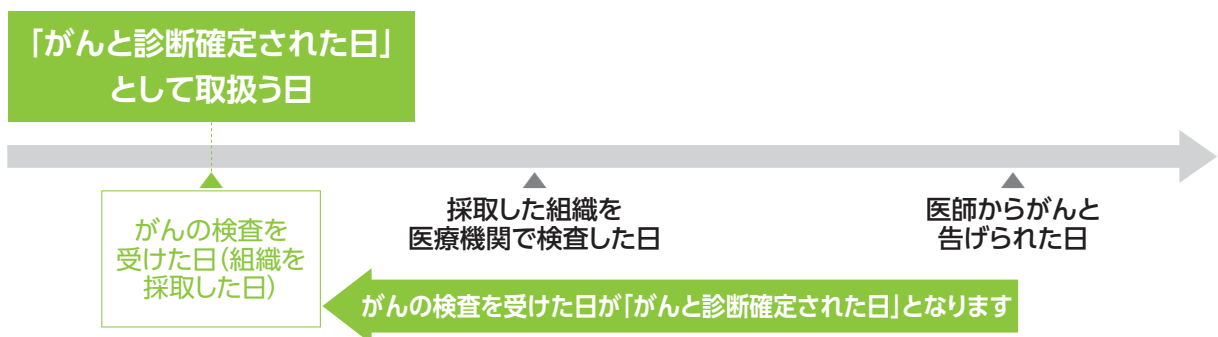
* 病変部位の組織を採取し、顕微鏡等で行う検査による所見

■ がんと診断確定された日

この保険では、診断確定の根拠となった検査を受けた日を「がんと診断確定された日」として取扱います。

※がんの診断確定の根拠となった検査を受けた日とは、たとえば、被保険者の組織の採取等を行った日のことをいいます。（採取した組織を医療機関で検査した日等は、がんの診断確定の根拠となった検査を受けた日には該当しません。）

※医師からがんと診断確定された日ではありません（医師からがんと告げられた日でもありません）。



解約払戻金

■ 主契約

終身払の場合	解約払戻金はありません。
短期払の場合	保険料払込期間中は解約払戻金はありません。保険料払込期間経過後で、かつ、すべての保険料を払込済みの場合には、がん月額治療給付金額と同額の解約払戻金があります。

■ がん先進医療特約（2026）、がん自由診療特約、 がん入院特約、がん通院治療特約、がん罹患後入院一時金特約、 女性がん手術・再建術サポート特約

保険期間を通じて解約払戻金はありません。

配当金・満期保険金

この商品に配当金・満期保険金はありません。

その他の注意事項

契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取扱いません。